

# 山梨県公報

第千九百六十八号

平成二十一年

七月三十日

木曜日

## 目次

道路の区域変更	四三三
道路の供用開始	四三三
電線共同溝を整備すべき道路の指定	四三三
公告	四三三
指名競争入札について	四三四
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	四三五
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	四三六
企業局	四三六
その他	四三六
あつせん員候補者の告示	四三八
一般競争入札について	四三八

## 告示

### 山梨県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四六九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
南巨摩郡南部町十島字峠三三二番の二〇地先から 南巨摩郡南部町十島字峠三三〇三番の二地先まで	新	一三・五	六七・三	一一・一	二九・〇
		三四・九	二九・〇		

### 山梨県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)		供用開始の期日
				延	長	
県道	市川三郷身延線	南巨摩郡身延町大字波高島字下川原一六六番の一地先から 南巨摩郡身延町大字上八木沢字鯉原五一七番の一地先まで	四三二・五	一	五	平成二十一年七月三十一日

### 山梨県告示第百三十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十一年七月三十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間
県道	富士河口湖	南都留郡富士河口湖町船津一三九四番の一地先から	

富士線 南都留郡富士河口湖町船津二四六番の七地先まで

## 公 告

### ● 指名競争入札について

次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 指名競争入札に付する事項

- 1 業務の名称及び数量  
行政情報ネットワーク等総合保守管理業務 一式
- 2 業務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

### 3 履行期間

平成二十一年十月一日から平成二十四年九月三十日まで

### 4 履行場所

知事が指定する場所

### 二 競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

### 三 指名されるために必要な要件

1 監視業務又は監視センターについて、ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネージメント）を取得しているか、又は同等レベル以上を確保していることを証明できること。

2 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。

### 四 入札手続等

3 県のネットワークを熟知している者であること。  
4 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部  
情報政策課情報通信基盤管理担当 電話〇五五 二二三 一四一九

### 2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十一年八月五日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、前日までに四の1の場所に電話連絡すること。

### 3 指名競争入札参加表明書の提出方法

この公告の日の翌日から平成二十一年八月十七日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の1の場所に持参すること。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年九月八日（火）午前十一時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

### 5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年九月七日（月）午後五時までに山梨県企画部情報政策課情報通信基盤管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 入札の無効

この公告に示した入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否  
要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他  
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and amount of services required:

The overall maintenance and management of the IT network of the Yamanashi Prefectural Government (1 maintenance package)

2 Date and time for invited tendering:

11:00AM September 8, 2009

3 Bureau in charge:

Information and Communication Infrastructure Management Section, Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センター

に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人やまなし活性化推進協会

2 代表者の氏名 山村智幸

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町河西千二十三番地ハッピープラザ

二階

4 定款に記載された目的

景気が低迷の現在において山梨県、地域、市町村の活性化を図る各イベントやお祭りなどを企画、運営し山梨県内の活性化を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年七月二十二日から同年九月二十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人あしたの食卓

2 代表者の氏名 岩崎征吾

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上石田二丁目三十九番十五号

4 定款に記載された目的

この法人は、広く、子どもたちや親の世代、高齢者の世代に対し食についての知識、文化に関するセミナー、イベントを行い、食育を通じて安全で豊かな食生活を取り戻すことにより、人々の心身の健康と子どもたちの健全な育成、消費者の食の安全に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年七月二十二日から同年九月二十一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人富士山自然学校

2 代表者の氏名 吉田利昶

3 主たる事務所の所在地 南都留郡山中湖村平野五百六番地の二百九十六

4 定款に記載された目的

この法人は、富士山とその自然を愛する世界の人々に対して、富士山麓周辺の自然を利用し、自然界の仕組みを学び体験することで、私達の「未来への責任と可能性」を研究・創造し環境への負担の少ない、持続可能な循環型環境の創造に関する事業を行い、活動を通して富士山の自然保護と環境維持に努め、より良い地域づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年七月二十二日から同年九月二十一日まで

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第六号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年七月三十日

山梨県公営企業管理者 進 藤 一 徳

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中

若彦トンネル湧水発電所電気工作物

電気課管理

職員

を

若彦トンネル湧水発電所電気工作物  
塩川第二発電所電気工作物

に改め、同表

ダム水路主任技術者の項中

若彦トンネル湧水発電所ダム水路工作物

電気課管理職員

を

若彦トンネル湧水発電所ダム水路工作物  
塩川第二発電所ダム水路工作物

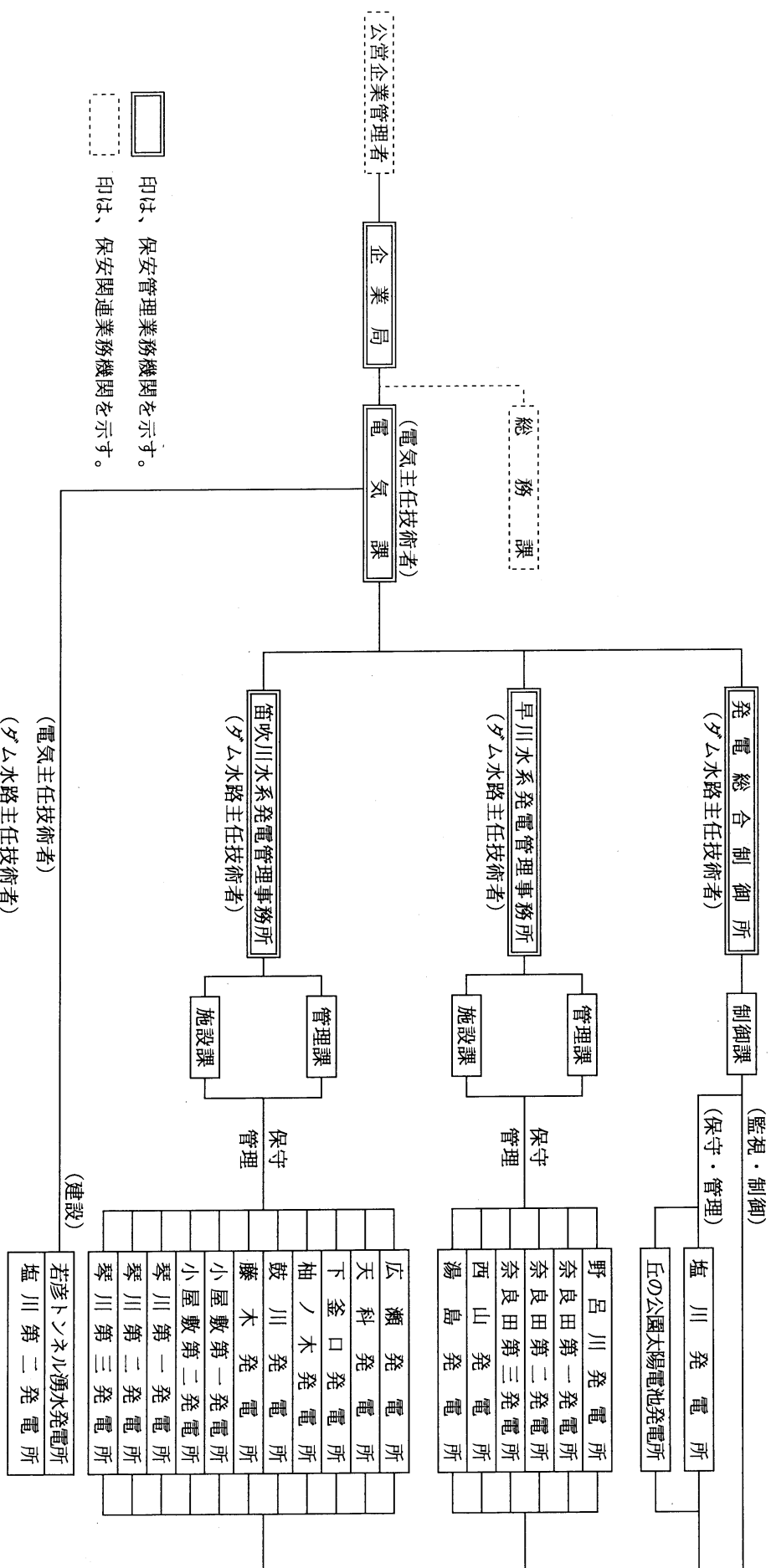
電気課管理職員

に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保 安 に 関 す る 組 織 機 構



印は、保安管理業務機関を示す。

印は、保安関連業務機関を示す。

別表第二分掌業務の欄中「8 群馬トンネル湧水発電所の建設に関すること。」を

「8 群馬トンネル湧水発電所の建設に関すること。」に改め。

9 前二条二発電所の建設に関すること。

附則

この規程は、平成二十一年八月一日から施行する。

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十一年七月三十日

山梨県労働委員会

会長 鶴田和雄

氏名 鶴田和雄

氏名 田中正志

氏名 加藤里美

氏名 勝俣高明

氏名 深松和子

氏名 神宮寺聡

氏名 青柳和仁

氏名 中澤晴親

氏名 萩原雄二

氏名 宮坂兼夫

氏名 一瀬茂夫

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

氏名 高尾一

会委員

細田俊 (株)文祥堂オフィスファシリティーズ代表取締役社長 第三十六・三十七

松葉惇 (株)石友代表取締役 第三十七・三十八期山梨県労働委員会委員

渡邊征夫 都留信用組合理事長 第三十七・三十八期山梨県労働委員会委員

高橋哲朗 山梨県労働委員会事務局次長

清水久幸 山梨県労働委員会事務局次長

河崎功 山梨県労働委員会事務局次長

佐々木教行 山梨県労働委員会事務局次長

中澤卓夫 山梨県商工労働部労働課長

大久保友良 山梨県商工労働部労働課長補佐

小高和也 山梨県商工労働部労働課長補佐

小高和也 山梨県商工労働部労働課長補佐

山梨県道路公社の一般競争入札について

山梨県道路公社理事長から、次のとおり公告の依頼があつた。

平成二十一年七月三十日

山梨県道路公社理事長から、次のとおり公告の依頼があつた。

山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札（事前審査型）を行う。

平成二十一年七月三十日

一 一般競争入札（事前審査型）に付する事項

1 工事名 国道一四〇号トンネル防災制御システム設備製作据付工事（2期工事）

（以下「対象工事」という。）

2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内

3 工事概要 対象工事は、国道一四〇号トンネル防災設備工事である。

トンネル防災設備工事

防災現地盤製作 三面

防災現地盤据付及び調整 一式

耐雷対策 一式

4 工期

工期

工期

工期

工期

工期

工期

工期

工期

平成二十一年九月から平成二十二年三月

5 予定価格

落札者決定後に公表

二 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事（電気通信）の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告の日から落札者決定までの間（8、9、12にあつては、それぞれに定める期間）に次に掲げる条件を全て満たした者であつて、今回、山梨県道路公社理事長より対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 平成二十一年一月一日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の電気通信工事の総合評定値が一点以上の者であること。

2 契約締結日の一年七月前の日の直後の経営年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。

3 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

4 元請けとして請け負ひ、平成九年四月一日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種の工事（請負金額八千万円以上の電気通信工事）の施工実績を有する者であること。（但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。）

5 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に三ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者一名を対象工事に専任で配置できる者であること。

本工事では複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。

なお、配置予定技術者については、入札参加資格確認資料提出時において、施工中の工事と重複の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。

また、原則として工事完成まで配置予定技術者の変更は、病休・死亡・退職等、山梨県道路公社が認める理由のほかは認めない。

6 対象工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。  
設計受託者：日本工営株式会社

住 所：東京都千代田区

7 JISSQ9001 2000（ISO9001 2000）の認証を取得している者であること。なお、審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録

機関の認証でなければならぬものとする。

8 企業体の各構成員は、この公告の日の六月前の日から落札者決定までの間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

9 企業体の各構成員は、この公告の日の二年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

10 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

11 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

12 この公告の前一月間に山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。

ただし、五十五点未満のなかで工事成績採点検査項目の法令遵守における一〇四に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が五十五点以上の者は参加できる。

13 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 入札参加資格確認資料作成要領、設計図書配布

1 配布期間 平成二十一年七月三十日（木）から平成二十一年八月十三日（木）まで。

2 配布方法 下記によりダウンロードすること。

山梨県道路公社ホームページ

（URL）<http://www.nns.ne.jp/ass/follgate/index2.html>

四 入札参加資格確認資料等の受付期間及び提出方法

1 受付期間 平成二十一年八月六日（木）から平成二十一年八月十三日（木）までの「山梨県の休日」を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から午後五時まで。

2 提出書類 入札参加資格確認資料（様式一、二及び添付資料）

3 提出方法 電子メールによる。

メールアドレス：follgate@nns.ne.jp

ただし、電子メールを送信したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

五 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

山梨県道路公社 道路管理課 管理担当  
電話番号：〇五五 二二六 三八三五  
メールアドレス：tollgate@nsne.jp

2 設計書内容に関する事項

電子メールで平成二十一年八月二十四日(月)までに質問すること。

なお、質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して二日後(ただし、県の休日を除く。)から入札の前日までその回答をホームページで公表する。

六 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成二十一年八月二十日(木)に通知する。

七 苦情申し立て

1 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知書」にその理由を付して通知する。

2 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合は、平成二十一年八月三十一日(月)までに、電子メールで質問すること。

ただし、電子メールを送信したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いないと到着していることを確認すること。

3 理事長は、2の手続きにより詳細な説明を求められたときは、原則として平成二十一年九月七日(月)までに、ホームページにより回答する。

八 入札手続等

1 入札日時  
平成二十一年九月三日(木)午前十一時

2 入札場所  
山梨県道路公社本社

甲府市丸の内二丁目十四番十三号 タイタビルF  
電話番号：〇五五 二二六 三八三五

3 入札方法

ア 電報及び郵送による入札は認めないので、指定日時に指定場所に集合すること。  
イ 入札参加者は入札の執行に先立ち、理事長が入札参加資格があることを確認した旨の通知の写しを入札執行担当職員に提出すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「二」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 対象工事は、予定価格を落札者決定後に公表する試行案件のため、入札執行回数には二回を限度とする。一回目の入札において落札者がいない場合は、再度の入札を続けて行うこととする。

また、一回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者、最低制限価格を設けた場合において最低制限価格未満の入札をした者は、再度の入札には参加できない。

なお、再度の入札においても落札者がいないときは、再度の入札において有効な入札をした者のうち最低価格の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

6 入札に際し、工事費内訳書及び様式三の三を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。工事費内訳書は、担当職員が確認を行った後、返却する。

7 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

九 支払条件

1 前金払 適用(契約金額の四割以内とする。)

2 中間前金 適用(但し、部分払いとの選択制とし、契約金額の二割以内とする。)

3 部分払 適用(山梨県道路公社会計規程第三十一条による。)

第三十一条(部分払)

契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある時は、別に定める検査調査に基づいて、工事又は製造については、その既済部分の対価の九パーセント以内、物件の買入については、その既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

ただし、理事長が特別の理由があると認めるものについては、性質上可分の工事における完成部分又は製造における完済部分に対しては、その完成部分又は完済部分の対価の全額まで支払うことができる。



十 その他

- 1 落札者が契約締結までの間に「二」に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。
- 2 最低制限価格 有り
- 3 入札保証金 免除
- 4 契約保証金（契約金額の百分の十）納付。但し、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 5 契約書作成の要否 要（山梨県建設工事請負契約書を準用する。）
- 6 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無し
- 7 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。
- 8 現場説明会は行わない。
- 9 二六に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次のア又はイに該当する者である。
  - ア 当該受託者の発行済み株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている建設業者。
  - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- 10 落札者は入札参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者を、対象工事の現場へ専任で配置すること。
- 11 入札参加資格の申請を行った者は、二二、三及び六、七、十三の要件を満たす者であることを誓約したものと見なす。
- 12 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格申請時に二二、三及び六、七、十三の要件を満たさないにもかかわらず申請を行った者については、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。
- 13 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定  
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- 14 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

- 15 提出された申請書及び資料は、当方において公表し、又は無断で使用することはしない。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番